

No. 1809
2018・12・10
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

実行している政策は、県の条例そのもの

安芸高田市と懇談で、振興条例の制定を前向きに促す!

毎年行っている三次民商と安芸高田市との懇談を、11月28日の夕方5時から約2時間行いました。安芸高田市からは各部長、各課長の9名が出席され、三次民商からは国重会長、植野高田支部長を含む4名が参加しました。

国重会長が要望書を手渡し、要望事項に沿って各課から安芸高田市の政策や考え方の主な部分を回答していただき、その後、懇談を行いました。

①小規模企業振興条例の制定と民商の代表を審議員に選出を求めることについて

「小規模振興基本法に基づき、国と市町と連携して、県の振興条例についても趣旨を理解しているところ。地元業者を優先する体制や支援を今後もしていく。条例制定は今すぐには考えていないが、前向きに検討したい」と昨年と同様に回答

②国保県単位化による国保税の引き上げ反対。日曜日の健康診断の実施について。

「県単位化により資産割が廃止。個別によつては下がるケース、上がるケースもあり、今後6年間かけて県で額は統一される。」

滞納している場合においても、個別の状況を聞いて分納額の相談など対応している。健康診断は中心部以外は、バスの運賃健診を行っており、多くの人が受けられるように土曜・日曜に健診を行っている

③公契約条例の制定。地元業者優先発注。住宅リフォームの再開、商店リニューアルの助成について

「公契約は地元業者を優先している。また物品においても1万円未満の物調達できるものは地元業者に出すよう通達をしている。入札においては最低制限価格を工事だけでなく、測量・コンサルタ

ト契約にも広げるなど、全国的にもないような対策をしている。住宅リフォーム制度は、平成24年から5年間続けたが、移住・定住対策を優先したため今は行っていないが、人気がある事業であることもあり、国からの財源措置があれば検討したい。起業に関する補助金はあがるが、商店などのリニューアルの補助金はないが、条件を整えば・・・」

④消費税増税反対の表明について

「個人的には反対だが・・・軽減税率は消費者には軽減になるのでは?」

⑤自然災害への対策として地元業者の仕事発注について

「このたびの豪雨災害において、災害復旧工事は地元業者に発注している。市では120件被害があり、選定要件を緩和し、できるだけ早く整備をしていきたい」

⑥地元の若者が流出しないための対策について。「合同企業説明会などを通して、高校生が地元業者へ就職してもらう取り組みをしている。世代交代など難しいところがあり、補助金など対策は何もないのが実情」



裏面へ続く

民商・県連の今後の予定

★青年部忘年会

12月12日(水)
午後6時30分～
月彩

★年末調整点検会

12月14日(金)
午後3時～5時
高田事務所

12月18日(火)

午後2時～5時半
三次民商事務所

★なんでも相談会

12月16日(日)
午前10時～12時
八千代B&Gセンター

★県青協総会

12月16日(日)
午後1時半～
広島北民商

★法人決算学習会

12月19日(水)
午後7時～
三次民商事務所

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

年末調整 今年の変更と注意点

平成30年度分の年末調整は「配偶者控除及び配偶者等別控除」が大きく変更になりました。

ひとつめに合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることができない。

ふたつめに配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が下表のとおりに変更されました。

	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 の 合計 所得 額			
82万円以下	38万円	26万円	13万円
82万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	2万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	1万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	9万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	9万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

そのため、今までの「扶養控除等申告書」「保険料控除申告書」に加えて「配偶者控除等申告書」(右上表)を給与所得者に渡し、申告書のなかにある合計所得金額の見積額の計算表に自身の所得と配偶者の所得を書いてもらうことが必要になりました。

あくまで所得の額で控除が決定しますので正確な所得の額が分からない場合は配偶者控除は取れませんので気をつけましょう。



12月4日に三次民商で年末調整学習会を行い12名が参加しました。まず配偶者控除の変更点を説明。事実上の事務負担増に「従業員に説明するのが大変」「奥さんとの関係がこじれる場合もありうる」と多くの不満が噴出しました。



こうしたなか、特に強調したのは今頑張っている業者をどう応援するかということ。参加した業者から「自分の子供は就職し、私の代で終わってしまう。親子であっても必ずしも世代交代するとは限らないし、難しい」と起業のみ応援しても、それ以上に業者は減っている現状にあることを伝えました。人口減少に歯止めをかけるので

新春消費税対策税金学習会
1月20日 (日)
午前10時～
三次まちづくりセンター
講師 金巨 (かねこ) 税理士
複数税率になるとどれだけ変わるか！緊急です。

表面の続き
 懇談の冒頭、県の振興条例に基づく広商連・民商と県との個別会議を説明し、振興条例の必要性を訴えました。また広島県内において、安芸高田市周辺の市町は条例制定しており、これまでの回答を聞いても、振興条例を作らない理由が見当たらないことも強く要望。
 消費税が転嫁できず、所得が減少していることは、商工会などの業者も一緒であり、軽減税率の悪影響は、商売人のみならず農家にもと説明すると市側も動揺する一面がありました。
 あれば、長く地元で商売を続ける体制(世代交代)にし、若者が流出しないまちづくりを行政と一緒に考えていくことだと強調しました。
 安芸高田市が行っている地元業者支援は素晴らしいものも数多くあることもわかり、実行している政策は、振興条例そのもの。今すぐにも条例は作れることを要望し、市の担当者も「これまで以上に前向きに検討したい」と回答がありました。